

海上コンテナ積輸入植物検疫要領の一部を次のように改正する。

第7第3項中「または」を「又は」に、「（木材にあつては輸入木材検疫要綱（昭和26年11月22日26農局第1843号）別記様式1，その他のものにあつては輸入穀類等検疫要綱（昭和46年2月6日45農政第2628号）別記様式1を準用する。）」を「（穀類等にあつては輸入穀類等検疫要綱（昭和46年2月6日付け農政第2628号農政局長通達）別記様式1，木材にあつては輸入木材検疫要綱（昭和26年11月22日付け26農局第1843号農政局長通達）別記様式1，その他のものにあつては輸入種苗検疫要綱（昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号）別記様式1を準用する。）」に改める。

第10中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「ならびに輸入木材検疫要綱を」を「，輸入木材検疫要綱並びに輸入種苗検疫要綱」に、「行なう」を「行う」に改める。

第12第3項中「行ない」を「行い」に改め，「ガス保有力審査」の次に「又は気密度審査」を加え，「同一船社，同一製造会社，同一設計図のものについて，すでに指定を行なつた」を「同一種類，同一長さのコンテナで同一設計図の循環装置を有するものについて，既に指定を行つた」に改める。

第15中「または」を「又は」に，「行なう」を「行う」に改

め，「別記様式5」の次に「，種苗（規則第14条に定める種苗で隔離栽培を行うものを除く。）にあつては輸入種苗検疫要綱別記様式6」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

くん蒸施設指定の基準

構 造	ガス保有力又は気密度	循環能力
次の(1)及び(2)に該当するもの。 ただし、リーフアーコンテナを除く。 (1) コンテナ内部にガス循環のためのガス吐出管及びガス吸入管が設置されているか、又は装着できる構造を有していること。 なお、ガス吐出管及びガス吸入管のくん蒸装置との接続部分は内径2.54cm、外径3.40cm（JIS規格SGP/B）の規格品が用いられていること（アダプターを使用する場合はJIS1.5Bの使用も認める。） (2) コンテナ外部でガス濃度を測定するためのパイプが設置されているか、又は装着できる構造を有していること。	次の(1)又は(2)に該当するもの (1) 臭化メチルによる空くん蒸で48時間後のガス残存率が70%以上であること。 ただし、使用薬量は内容積50m³未満のコンテナでは臭化メチル500g、50m³以上100m³未満のコンテナでは臭化メチル1kgを使用すること。 (2) 空気補充法（コンテナの内部の圧力を2.5mmAqに保持するのに必要な補充空気量を流量計により測定する方法）又はこれと同等の方法により算出した1時間当たりの空気の漏れ量が10m³以下であること。	次に該当するもの。ただしリーフアーコンテナを除く。 実くん蒸で、投薬終了後2時間以内にガス濃度を均一化できること。

(注) / この表において、「これと同等の方法」とは、次のいずれかの方法を指すものとする。

(1) 変法空気補充法

コンテナ内部の圧力を2.5mmAqに保持するのに必要な空気を空気タンクから送り込み、一定時間後のタンク内部の圧力を測定し、次の式により空気の漏れ量を算出する。

$$Q = \frac{3.6 V (P_1 - P_2)}{t}$$

Q：空気の漏れ量（m³/h）、V：空気タンク内容積（m³）、P₁：測定開始時のタンク内部圧力（kg/cm²）
P₂：測定終了時のタンク内部圧力（kg/cm²）、t：時間（sec）

(2) 圧力降下法

コンテナ内部の圧力が30 mm Aq から20 mm Aq まで降下するのに要した時間を測定し、次の式により空気の漏れ量を算出する。

$$Q = \frac{3.6 V}{t} \quad \begin{array}{l} Q: \text{空気の漏れ量 (m}^3/\text{h)}, V: \text{コンテナ内部容積 (m}^3), t: \text{コンテナ内部の圧力が30 mm Aq から20} \\ \text{mm Aq まで降下するのに要した時間 (s)} \end{array}$$

- 2 リーフアーコンテナは箱詰め等の野菜、生果実等のくん蒸に使用するものとし、実くん蒸の場合ガス濃度が青酸ガスで15分以内、臭化メチルで40分以内で均一にできるくん蒸装置を接続すること。
- 3 リーフアーコンテナ以外のコンテナは、穀類等（臭化メチルくん蒸にあつては、ばら積みされた粉状、粕状のものを除く。）のくん蒸に使用するものとし、実くん蒸の場合貨物と天井の間に適当な空間があること。